

西東京市個人情報保護審議会会長 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

個人情報の収集及び目的外利用について（諮問）

西東京市個人情報保護条例（平成 13 年西東京市条例第 13 号。以下「条例」という。）
第 25 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を 1 人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金の給付を実施したい。

事業を実施するに当たり、支給に必要な個人情報を本人以外のものから収集し（条例第 8 条第 2 項）、及び同条第 1 項に規定する利用目的の範囲を超えて当該実施機関内部で利用（以下「目的外利用」という。）すること（条例第 10 条第 2 項）並びにそれらに伴う本人通知の例外（条例第 8 条第 3 項及び第 10 条第 3 項）について諮問する。

2 収集及び目的外利用をする個人情報の内容

	項 目	必要とする個人情報	個人情報保有機関
1	児童扶養手当	(1) 令和 2 年 6 月分の支給を受けている者の氏名、住所、対象児童数及び登録口座 (2) 令和 2 年 6 月分の支給が年金給付により全部停止した者の氏名及び住所 (3) 過去に年金受給を事由に資格喪失、却下及び取下げをした者の氏名及び住所 (4) 平成 31 年度所得が児童扶養手	市（子育て支援課）

		当の所得制限額以上であることにより、令和2年6月分が全部停止した者の氏名及び住所	
2	児童育成手当	令和2年5月分及び6月分の支給を受けている者の氏名、住所及び支給要件	市（子育て支援課）

3 諮問理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を実施する。

このことから、対象者と対象者になり得る可能性が高い者を抽出し、できる限り多くの者に周知できるよう、子育て支援課が保有する個人情報を活用して、本事業に係るお知らせや申請書等の送付、申請及び支給を行う体制を整える必要がある。

4 支給対象者・金額

- (1) 令和2年6月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。） 1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円
- (2) 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者 1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円
- (3) 申請時点において令和2年6月分の児童扶養手当の支給要件（法第4条に規定する支給要件をいう。）に該当する者であり、法第6条の規定に基づく都道府県知事等の認定を受けていない者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額について児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者 1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円
- (4) (1)又は(2)に該当する者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった者 1世帯5万円

5 事業実施期間

令和2年7月上旬から令和3年3月31日まで

6 個人情報の管理責任者等

本諮問に係る個人情報は、子育て支援課に配属されたひとり親世帯臨時特別給付金給付事業担当職員に限り取り扱うことができるものとし、子育て支援課長を管理責任者とする。

7 個人情報の記録、保管及び廃棄

事業実施期間は、本事業のシステムに提供された個人情報を活用する。提供された個人情報は、パスワード等の電子的なセキュリティ対策や施錠した保管庫への収納により情報の漏洩が生じないように適切に管理する。

事業実施期間終了後は、システムに蓄積された不要データは全て消去し、必要な個人情報については、引き続き適切に管理する。

8 税情報について

申請書の提出時に、申請者から税情報を閲覧する同意を得て税情報を確認する。